

事 務 連 絡
令 和 7 年 4 月 7 日

各区長・自治会長 殿

南城市長 古謝 景春
(公 印 省 略)

事務委託契約の締結について

日頃より地域に活性化にご協力いただき、感謝申し上げます。
みだしのことについて、令和7年度事務委託契約のため、下記により押印のうえ、提出していただきますようよろしくお願い致します。

記

提出物 : 事務委託契約書(1通)

提出期限: 令和7年4月25日(金) 午後5時まで

備考 : 契約書(2箇所)に押印のうえ、ご提出ください。
※個人印での押印をお願い致します。
※事務委託契約の注意事項を熟読ください。

南城市役所 総務部 総務課
担 当 : 大城 元海 (もとみ)
T E L : 9 1 7 - 5 3 7 8

事務委託契約の注意事項！

※契約内容（住所、自治会名、氏名、委託金額など）について
間違いがないか確認してください。（裏面もあります）

※契約書に使用する印鑑は、個人印です。

※押印方法は以下のとおり、押印してください。（2部忘れずに）

※提出は、2枚提出し、市長押印後お渡しします。

 事務委託契約書 <p>南城市長 古謝 景春（以下「甲」という。）と南城市大里字仲間807番地 役場区長 南城太郎（以下「乙」という。）の間に市の事務の委託について、次のとおり契約を締結する。</p> <p>第1条 甲は、市の事務で必要と認めるおおむね別紙の事務を乙に委託し、乙はこれを受託した。</p> <p>第2条 甲は、委託事務の処理を指示する場合は、その処理要領及び期限その他に必要な事項を併せて指示しなければならない。</p> <p>第3条 乙は、委託を受けた事務を誠実に処理し、その処理期限を遵守しなければならない。</p> <p>第4条 甲は乙に対し、次の委託料を毎月10日までに前月分を支払わなければならない。 その契約実口数が1箇月に満たない場合は、日割計算で支払う。ただし、乙が事務委託契約に違反したときは、甲は、委託料を減額し、又は支払わないことができる。</p> <p>2 委託料は、月額153,000円とする。ただし、甲乙協議の上改定することができる。</p> <p>第5条 この契約の期限は、平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙協議の上更新することができる。</p> <p>第6条 この契約は、甲乙協議により期限内において解約することができる。協議がととのわない場合は、解約の申出の日から1箇月を経過した日に解約したものとみなす。</p> <p>上記契約の証として、契約書2通を作成して記名押印の上各1通保管するものとする。</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">甲 南城市長 古謝 景春 印</p> <p style="text-align: center;">乙 南城市大里字仲間807番地</p> <p style="text-align: center;">役場区長 南城太郎</p> 

※令和7年4月25日（金）午後5時までにご提出願います。

※南城市事務委託に伴う配布物事務処理要項も熟読下さい。